

岩手県告示第 161 号

屋外広告物条例第 6 条の規定による屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置する者が知事の許可を受けなければならない地域又は場所の指定 (昭和 47 年岩手県告示第 791 号) の一部を次のように改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 3 月 7 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>1 条例第 6 条第 1 項第 1 号の規定により指定するもの</p> <p>(1) 県内の国道及び県道 (有料道路を除く。)並びに当該道路から 1,000メートル以内の地域 (ただし、条例第 4 条の規定により禁止地域として指定した地域を除く。)</p> <p>(2) 県内の有料道路から 1,000メートル以内の地域 (ただし、条例第 4 条の規定により禁止地域として指定した地域を除く。)</p> <p>(3) 県内の東日本旅客鉄道株式会社、三陸鉄道株式会社及びアイジーアールいわて銀河鉄道株式会社の線路の敷地から 1,000メートル以内の地域 (ただし、条例第 4 条の規定により禁止地域として指定した地域を除く。)</p> <p>2 条例第 6 条第 1 項第 2 号の規定により指定するもの</p> <p>条例第 4 条第 1 項第 10 号の規定により禁止地域として指定した河川区域、ダムによって貯留される流水の最高の水位における水面が土地に接する線又は国立公園、国定公園及び県立自然公園地内の湖沼から 1,000メートル以内の地域 (ただし、条例第 4 条の規定により禁止地域として指定した地域を除く。)</p>	<p>1 条例第 6 条第 1 項第 1 号の規定により指定するもの</p> <p>(1) 県内の国道及び県道 (有料道路を除く。)並びに当該道路から 1,000メートル以内の地域 (ただし、<u>盛岡市の区域にある道路並びに</u>条例第 4 条の規定により禁止地域として指定した地域<u>及び盛岡市の区域</u>を除く。)</p> <p>(2) 県内の有料道路から 1,000メートル以内の地域 (ただし、<u>盛岡市の区域及び</u>条例第 4 条の規定により禁止地域として指定した地域を除く。)</p> <p>(3) 県内の東日本旅客鉄道株式会社、三陸鉄道株式会社及びアイジーアールいわて銀河鉄道株式会社の線路の敷地から 1,000メートル以内の地域 (ただし、<u>盛岡市の区域及び</u>条例第 4 条の規定により禁止地域として指定した地域を除く。)</p> <p>2 条例第 6 条第 1 項第 2 号の規定により指定するもの</p> <p>条例第 4 条第 1 項第 10 号の規定により禁止地域として指定した河川区域、ダムによって貯留される流水の最高の水位における水面が土地に接する線又は国立公園、国定公園及び県立自然公園地内の湖沼から 1,000メートル以内の地域 (ただし、<u>盛岡市の区域及び</u>条例第 4 条の規定により禁止地域として指定した地域を除く。)</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	